

第108回ILO総会等について

第108回ILO総会について

○会期、場所

2019年6月10日～6月21日、スイス（ジュネーブ）

○日本からの出席者

政府側：高階厚生労働副大臣、麻田国際労働交渉官 他

労働者側：逢見連合会長代行、郷野参与 他

使用者側：得丸経団連雇用政策委員会国際労働部会長、松井労働法制本部参事 他

1. 本会議(各国代表演説等)

- 概要：「輝かしい未来と仕事」（仕事の未来世界委員会報告書）をテーマとして、各国政労使代表による演説が行われた。また、ILO創設100周年に際し、ハイレベル・セッションが設けられ、30カ国以上の各国元首級等が演説を行った。
- 日本は、高階厚生労働副大臣、逢見連合会長代行、得丸経団連雇用政策委員会国際労働部会長が演説。
- 日本政府からは、女性活躍推進のため、ハラスメントのない職場づくりや「働き方改革」に尽力していくこと、「人生100年時代」を見据えて高齢者の雇用と就業機会の確保に取り組むことなど「仕事の未来」に向けた我が国の取組を紹介するとともに、本年議長国を務めるG20労働雇用大臣会合において「人間中心」の仕事の未来を形づくるという力強いメッセージを発信したい旨の演説を行った。

2. 財政(2020-21年の計画予算案)

- 総額7.9億USドル、前期（2018-19年）と比較して、6.5百万USドル（0.8%）の増加となる計画予算案が総会に提出され、投票の結果、賛成多数により採択された。

3. 基準適用委員会

- 概要：各国における既批准条約の適用状況に関する個別審査等（全24件）
- 結果：24件すべてについて、政労使コンセンサスによる結論が採択された（日本案件はなし）。

4. 全体委員会(100周年宣言の策定)

- 概要：ILO創設100周年に際し、結成の理念（社会正義の実現）や三者構成主義の再確認、今後の取組の方向性（人間中心のアプローチ）などを謳う宣言を策定。
- 結果：「仕事の未来のためのILO100周年宣言」及び宣言のフォローアップと定期的な適用状況の見直しを求める決議が採択された。我が国からの提案により「高齢労働者に対する就労支援」が宣言に盛り込まれた。

5. 仕事の世界における暴力とハラスメントの終焉に関する委員会(基準設定)

- 概要：仕事の世界における暴力とハラスメントに関する初の国際労働基準の策定について、昨年引き続き議論（2回討議の第2回目）。
- 結果：条約及び勧告の主な内容（定義及び範囲、核となる原則、保護及び防止、執行・救済、ガイダンス、訓練及び意識啓発等）について議論がなされた。本委員会で採択された条約案及び勧告案が本会議に提出され、投票の結果、条約・勧告ともに賛成多数により採択された。

6. テーマ別フォーラム

- IL0100周年に関連した討議やイベントを下記7つのテーマで開催。
 - 1：児童労働のない輝かしい未来に向けて
 - 2：結社の自由と団体交渉権の効果的な承認
 - 3：輝かしい未来のための仕事と技能
 - 4：生涯を通じた持続可能な移行の確保
 - 5：ディーセント・ワークのための科学技術の道
 - 6：公平な仕事の未来に向けた多国間主義
 - 7：ディーセント・ワークのためのビジネス
- 2つ目の「結社の自由と団体交渉権」をテーマとしたパネルディスカッションでは、結社の自由委員会政府側委員である寺本氏がパネリストとして参加された。

G20労働雇用大臣会合の概要

〔日程・開催地〕 2019年9月1・2日 愛媛県松山市

〔参加者〕 G20各国・地域及び招待国の雇用労働大臣等、国際機関（ILO（ガイ・ライダー事務局長）、OECD、世界銀行、ISSA）及びL20（労働組合代表）、B20（使用者団体代表）、W20（女性関係政策の提言を行う関係者の代表）

〔G20サミット首脳宣言〕 首脳宣言では、健康で活力ある高齢化社会の重要性等について合意。労働雇用大臣には人口動態の変化に対応する政策上の優先事項の特定を求められた。

〔議題〕 根本厚生労働大臣が議長。「人間中心の仕事の未来」のテーマの下、①人口動態の変化、②ジェンダー平等及び③新しい形態の働き方について議論。

〔成果〕 最も高齢化の進んだ我が国における高齢者雇用施策や長時間労働の是正等の働き方の見直し等について発信。大臣宣言（概要次頁）を採択。



G20 労働雇用大臣会合 大臣宣言（概要）

1. 人口動態の変化（高齢者雇用、職業生活の長期化）

- ・ 高齢期でも働ける環境を整備し、長く働くことの魅力を向上させること
- ・ 高齢者の雇用や雇用維持に関する企業への働きかけを行うこと
- ・ 高齢者のエンプロイアビリティを向上させること
- ・ 仕事と私生活を両立するための柔軟な働き方や、健康的で安全な労働環境を確保し、雇用の質を向上させること
- ・ 生涯学習やキャリア移行の支援を強化し、適応可能性を向上させること

2. 人口動態の変化（若年者雇用）

- ・ 教育や訓練を通じて、若者のエンプロイアビリティの向上と雇用機会の確保を図ること

3. 人口動態の変化（高齢化社会における新たな雇用機会 -介護労働の未来-）

- ・ 賃金、労働時間、安全面などの介護労働者の労働条件を向上させて雇用の質を高め、必要な技能をもった労働者を確保すること
- ・ 介護分野における技術の活用を推進すること

4. ジェンダー平等

- ・ 男性の家事や育児、介護を一層促進し、男女間のよりバランスのとれた家事・育児等の分担を進めること
- ・ 現在の働き方を、ワークライフバランスや家庭内での平等な役割分担を前提に見直し、長時間労働の是正、柔軟な働き方の促進、質の高いパート労働の創出を進めること
- ・ 育児や介護分野に投資し、これらのサービスを確保すること

5. 新しい形態の働き方への対応

- ・ 新しい形態の働き方に対する各国の経験・好事例の共有を継続すること

また、附属文書として、1、3のテーマ（高齢化）に関連する政策上の優先事項を取りまとめた。